

議案第48号

市長の専決処分事項の承認を求めることについて

大田原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和2年6月8日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第12号

専 決 処 分 書

大田原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月1日

大田原市長 津久井 富雄

大田原市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

大田原市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。